

## 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会（全構造編） 「会場講習」

主催：（一社）奈良県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には（一財）日本建築防災協会より技術者証（有料・カード式）が発行され、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用します。

\*技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

\*建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

平成28年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和4年3月末が有効期間満了となります。  
技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

### 記

主催：（一社）奈良県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

共催：（一財）日本建築防災協会

後援：奈良県、（一社）奈良県建築士会、（一財）なら建築住宅センター

#### 1) 受講対象

建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員

#### 2) 講習日・会場・定員

講習日	講習会場	定員
令和3年12月15日（水）	エルトピア奈良（奈良市西木辻町93-6）	10名

#### 3) 受講料について（※別冊資料代を含む）

主催・共催・後援団体会員 12,150円（税込）

その他一般 16,230円（税込）

#### 4) 使用するテキストについて

- ① 任意（既にお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にはお持ちください）  
2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 7,920円（税込）

#### 5) 技術者名簿掲載及び技術者証の発行について

技術者証発行手数料 1,100円（希望者のみ、送料・税込）

受講修了された建築士で希望者には、技術者証（有効期間5年・令和9年3月31日まで）を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は（一財）日本建築防災協会から発送されます。

発行希望の場合は、発行手数料を受講料に加算してお支払いください。また、「発行申込書（別紙1）」は、写真

1枚（サイズは縦3.5cm×横2.5cm裏面氏名記入のもの）を添えて、講習会当日、会場に持参してください。

6) 建築士事務所名簿への掲載

技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を奈良県に提出するとともに（一財）日本建築防災協会ホームページに掲載し、震災時に活用します。  
掲載希望の場合は、「掲載申込書（別紙2）」をご記入の上、講習会当日、会場に持参してください。

7) 講習内容（予定）

時間割	講習内容	講師
9:30 ~ 10:00	受付	
10:00 ~ 10:10 (10分)	挨拶・目的	
10:10 ~ 10:30 (20分)	被災度区分判定の考え方	DVD講習
10:30 ~ 10:40	休憩	
10:40 ~ 12:10 (90分)	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習
12:10 ~ 13:10	休憩（昼食）	
13:10 ~ 14:40 (90分)	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習
14:40 ~ 14:50	休憩	
14:50 ~ 16:20 (90分)	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習

8) 申し込み方法

- ① 受講（受講料、テキスト代「上記4）①テキスト購入希望の場合」、技術者証発行手数料「技術者証発行希望の場合」代金を下記口座へお振り込みください。  
※各金融機関発行の受領証等を受講料領収書に代えさせていただきます。
- ② 次の2点を当協会へFAX（0742-34-8886）してください。  
（1）別紙A「受講申込書」  
（2）別紙B「受講券」\*受講券には、必ず写真を貼付してください。
- ③ 申込み受付後、（受付印・受付番号を記した）受講券を事務局よりFAXにて返信しますので、必ず返信先FAX番号を記入願います。  
※講習会当日は、受付番号が記載された受講券（受付後FAX返信されたもの）と、写真添付の受講券（原本）を必ずご持参ください。講習会当日は、受付窓口で上記二種類の受講券をご提示ください。

【振込先】

（振込手数料は各自ご負担下さい。）

口座番号	南都銀行 県庁出張所 普通預金 0048615
口座名義	一般社団法人奈良県建築士事務所協会 会長 阪口龍平（サカグチ リュウヘイ）

9) 締め切り日 令和3年11月12日（金） ※ただし、定員になり次第締め切ります。

10) 講習日に持参するもの（③～⑤は希望者のみ。この案内の5）と6）をご参照下さい。）

①筆記用具等、②昼食、③発行申込書（別紙1）、④写真1枚 ⑤掲載申込書（別紙2）

※講習会当日は、受付番号が記載された受講券（受付後FAX返信されたもの）と、写真添付の受講券（原本）を必ずご持参ください。

※テキストは、会場にて配付します。

※2015年改訂版テキストをお持ちの方は、ご持参ください。

11) お問い合わせ（申込先）

（一社）奈良県建築士事務所協会

〒630-8115 奈良市大宮町2-5-7（奈良県建築士会館）

TEL: 0742-34-8850 FAX: 0742-34-8886

12) その他

受講料を納入された場合は、当該受講料の返還はできません。ただし、講習会当日欠席の場合でテキストを申し込まれている方へは、後日テキストをお送りします。

昨今の社会情勢に鑑みて、WEB講習での開催も行います。

震災復旧のための  
震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会（全構造編）  
受講申込書 [会場講習]

一般社団法人 奈良県建築士事務所協会 殿

令和 年 月 日

受講者	氏名	(フリガナ 姓) (名)	性別	※受講番号
			男・女	*こちらは記入しないでください。
	建築士資格	1. 一級 2. 二級 3. 木造 4. 無資格		
勤務先 (建築士事務所等)	事務所名	(フリガナ)	種別	1. 一級 2. 二級 3. 木造
	所在地	〒 ( ) 都道府県		
	電話	- -	FAX	- -
	Eメール	@		
	奈良県建築士事務所協会	1. 会員である 2. 会員でない		
	奈良県建築士会	1. 会員である 2. 会員でない		
◎「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は下記1. に○印を付けてください。				
1. 申し込みます 2. 申し込みません				
〈注記〉				
・別記申込書により申込みください。				
・下記技術者証の発行は別途発行手数料1,100円(税・送料込)がかかります。				
受講料 (税込)	・12,150円(主催・共催・後援団体会員「別冊資料代を含む」) ・16,230円(その他一般「別冊資料代を含む」) ※下記テキスト代別			
テキスト (税込)	震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(2016年3月発行) ・7,920円(税込) ※既にお持ちの方は購入する必要がありません。講習会当日ご持参ください。			
振込金額内訳	(受講料 円)・テキスト( 円)・技術者証( 円)合計( 円)			
注 意				
① 当日会場受付にて出席の確認をしますので、受講券を必ずお持ち下さい。				
② 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載の資格要件は、知事登録をしている建築士事務所に所属する建築士とします。				
③ 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は、別紙申込書とあわせて、写真2枚(「受講券」と「技術者証」貼付用、サイズ縦3.5×横2.5cm-裏面技術者氏名記入)を添付して下さい。				
④ 木造建築士の「技術者証」は、全構造を受講された場合でも講習修了構造は木造のみとなります。				
⑤ 本申込書の個人データは、本講習会で必要とする情報のために使用します。				
受付日 年 月 日			受講券発行日 年 月 日	
*こちらは記入しないでください。			*こちらは記入しないでください。	

# 受 講 券

No. \_\_\_\_\_

※こちらは記入しないでください

殿

「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」  
(全構造編)

講習日 令和3年12月15日(水)  
9:30 ~ 16:20 (受付9:00~)  
場 所 エルトピア奈良  
奈良市西木辻町93-6  
Tel 0742 - 26 - 6900

写真貼付

縦 3.5 cm  
横 2.5 cm  
(写真裏面に  
氏名記入)

注1) 本券を当日必ずご持参の上、受付にご提示ください。  
テキストをお渡しします

※講習会当日は、受付番号が記載された受講券(受付後FAX返信されたもの)と、写真添付のこの受講券(原本)を必ずご持参ください。

注2) 納入された受講料は受講しない場合でも返還いたしません。

注3) 受講券を紛失し再発行の場合、手数料550円を申し受けます。

\*受講券(原本)は、開催終了後、回収いたします。

\*振込み確認後、

受講券をFAXしますので、下記にFAX番号を必ずご記入ください。

FAX番号

テキスト引替チェック欄

※こちらは記入しないでください

受 付 印 欄

※こちらは記入しないでください

(一社) 奈良県建築士事務所協会  
奈良市大宮町2-5-7  
TEL 0742-34-8850  
FAX 0742-34-8886

「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」掲載及び  
「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」発行申込書

令和 年 月 日

一般財団法人 日本建築防災協会 殿

私は、一般財団法人日本建築防災協会が作成する「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」への掲載と、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」の発行を下記により申し込みます。

下記記載事項は事実であることを誓います。

記

## 都道府県名（ \_\_\_\_\_ 都道府県）

（「判定・復旧技術者名簿」及び「判定・復旧技術者証」は勤務先所在地の都道府県で区分されますので、勤務先所在地の都道府県名を記入してください。）

フリガナ

- 1 氏 名 \_\_\_\_\_
- 2 生年月日 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 資 格 1級 2級 木造 建築士 番号 \_\_\_\_\_
- 4 講習修了構造 全構造 \_\_\_\_\_ 木造 \_\_\_\_\_ （何れかに○印）
- 5 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 勤務先名称 \_\_\_\_\_
- 7 勤務先所在地 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 8 勤務先電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ )
- 9 メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_
- 10 写 真 （縦3.5cm×横2.5cmで裏に氏名を記入した写真1枚をこの申込用紙にクリップで添付してください。）

注1) 技術者名簿及び技術者証の有効期間は令和9年3月31日まで、です。

注2) この申込書の個人情報は、技術者名簿の作成、技術者証の発行、更新時の連絡及び技術者へ必要な情報の提供に限り使用します。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿  
掲 載 申 込 書

令和 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿

建築士事務所名  
開設者氏名

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること  
②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること  
③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること  
④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること  
⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、令和9年3月31日までとする。)

名 簿 掲 載 内 容

・(単位会) 会員の有無 有 無 (いずれかに○印)

・建築士事務所名 \_\_\_\_\_  
・所在地 〒 \_\_\_\_\_

・電話番号 市外局番 ( ) - ( ) - ( )

・FAX番号 市外局番 ( ) - ( ) - ( )

・メールアドレス \_\_\_\_\_

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

・連絡主管者氏名 \_\_\_\_\_ 緊急連絡先 ( ) - ( ) - ( )

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者かいずれかに○印をつけてください。

ただし、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。

\* 「判定・復旧技術者」氏名は、技術者証発行を希望する所属建築士の氏名を記載ください。